

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会資料

令和6年1月16日

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会  
参考人出席請求経過

令和5年12月19日開催の標記委員会において決定した参考人出席請求経過については、以下のとおり。

日時	場所	経過	資料No.
令和5年12月28日 午後6時26分	千代田庁舎	狩野平左衛門岳也氏へ「参考人出席請求書」を郵送。(簡易書留・速達)	資料1
令和5年12月29日 午前10時16分		土浦郵便局により「参考人出席請求書」送達。	資料2

か議第 148 号

令和5年12月28日

狩野 平左衛門岳也 様

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信



## 委員会への参考人出席請求書

本議会において審議中の事件の調査のため、下記により貴殿を参考人として出席を  
求めることになったことから、かすみがうら市議会委員会条例第29条の規定により  
出席を求めます。

### 記

- 1 日時 令和6年1月16日(火) 午前10時00分
- 2 場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎3階 全員協議会室  
(茨城県かすみがうら市上土田461番地)
- 3 説明を求める事項  
「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要  
望書」との関係について
- 4 その他 ご出席にあたり、費用弁償として当日7,500円を支給いたしま  
すので申し添えます。

特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前) かみかろう市上工田461

かみかろう市議会事務局 様

お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
<u>狩野平左衛門岳也様</u>			<u>送達</u>
様			
様			

5.12.28  
18-24

【ご注意】この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。  
 損害賠償額は原則として次のとおりです。  
 ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額(上限500万円、記入がない場合は10万円)を限度とする実損額です。  
 ・現金書留：申出損害要償額欄の記入額(上限50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする実損額です。  
 ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。  
 ・特定記録：損害賠償はありません。  
 【配達状況がわかります】  
 フリーコール 0120-232886  
 インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



日本郵便株式会社